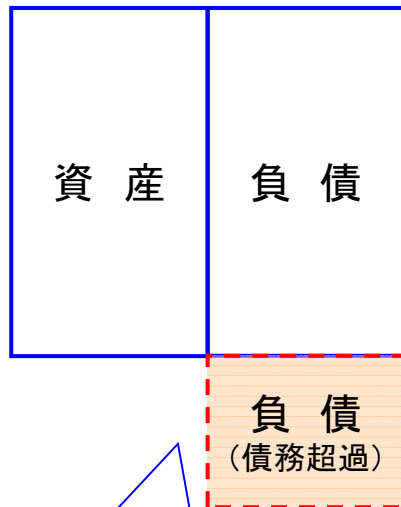


# 産業再生機構の中堅・中小企業支援の事例①(株)うすい百貨店のケース

売上高: 約17,000百万円  
借入額: 約15,500百万円  
業種: 地方百貨店

## <リストラ策>



- 非メイン行の債権放棄
- 株式100%減資

## <出資・融資>



- 機構による、
  - ①一部貸出債権買取り
  - ②一部出資(20%)

## <エグジット>

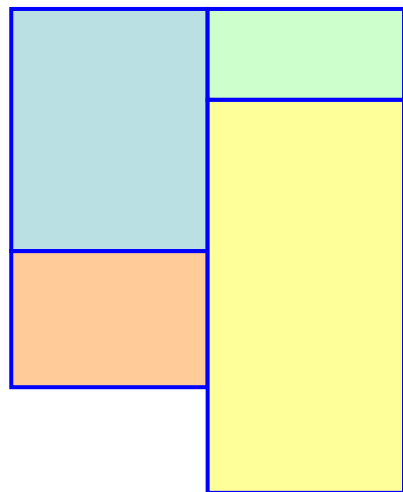


- ①貸出債権の全額回収
- ②出資持分の譲渡  
(事業スポンサーへ売却)

# 産業再生機構の中堅・中小企業の事例②. 栃木皮革(株)のケース

売上高: 約1,500百万円  
 借入額: 約4,000百万円  
 業種: 加工革の製造・販売

## <支援前>



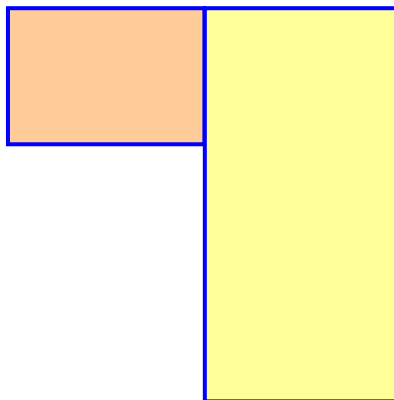
(資産) (負債)

## <新会社: 栃木レザー>

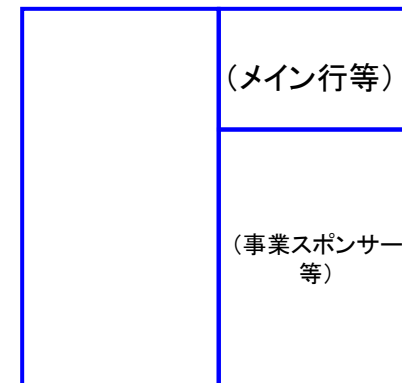


- 機構による、
  - ① 一部貸出債権買取り
  - ② 転換社債引受け
  - ③ 一部出資(35%)

## <旧会社: 栃木皮革>



## <エグジット>



- ① 貸出債権の全額回収
- ②③ 転換社債、出資持分の譲渡(事業スポンサー)



- 非メイン行の債権放棄
- 既存株主への残余分配なし

## ◇再生支援プロジェクトの例(イメージ)

---

- ・「ものづくり」を担う中堅・中小企業または企業グループ
  - －日本経済の国際競争力を支えるコア部分の再生支援
- ・医療・福祉事業
  - －ネットワーク型再生という視点も踏まえて対応
- ・観光地等の旅館・ホテル
  - －地域全体の活性化という視点で対応
- ・駅前商店街、中心市街地
  - －新しい発想に立った業態転換や街作りという観点も視野に入れて対応
- ・農林水産業
  - －農商工連携プロジェクト、新たな流通ビジネスモデル等の支援
- ・その他

# ◇ デューデリジェンスの費用負担

デューデリジェンスの費用は、事業者が機構のサービスを受ける前提となる経費のため、事業者の全額負担が原則となるが、事業規模に応じて一定割合を機構が負担する。支援決定に至らなかった場合は、機構が原則として費用の全額を負担するが、事業者側の事情による場合は除く。

また、買取等決定に至った場合には、別途手数料を徴収(詳細は、案件の内容に応じて個別に相談に応じる)。

規模別(注)	DD費用
中小企業	費用の1/10を事業者が負担
中堅企業	費用の1/2あるいは1億円のいずれか低い価額を事業者が負担
大企業	全額事業者負担

(注) 中小企業：中小企業基本法による。大企業：負債総額200億円超の企業。中堅企業：中小企業、大企業以外の企業。  
また、資本金がない場合は別途相談に応じる。

## 機構の有する強み・特徴

### 【時限的受付】

- 機構への申込みは、原則平成25年3月まで。  
(注)但し、主務大臣の認可があれば、例外的に同年9月まで可能。

### 【資金供給機能】

- 24年度予算により、1.7兆円の政府保証枠を確保。政府保証の付いた調達資金により、債権買取り、出資、融資を実施。

### 【多彩な支援メニュー】

- 債権買取り、出資、融資、債務保証に加え、経営人材派遣、コンサルティングサービスなど、多彩な支援メニューを提供可能。

### 【プロの事業再生人材】

- 産業再生機構の勤務経験者を含め、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント、金融機関経験者など、事業再生の専門人材が再生支援を実施。  
(注)機構役職員数176人(平成24年9月1日現在)。

## 機構の中堅・中小企業再生支援のポイント

### 【経営者責任・公表・支援期間等】

- 「経営者責任」はケースバイケースで対応。
- 「法的整理」の併用は必須ではない。
- 事業者名等の公表については、買取等決定時までの延長が可能。
- 支援期間は原則3年であるが、支援協議会や中小企業再生ファンド等との連携により、中小企業のニーズにより適った、3年以上の「連携型一貫支援スキーム」を確立させていくことが重要。

### 【B/S改善】

- B/S調整において、金融機関の債権放棄は必須ではない。 DDSやリスケの活用も可能。
- 経営権取得を目的とした出資も必須ではない。

### 【P/L改善】

- 支援決定後、融資、経営人材派遣、コンサルティングサービスが適宜可能。
- 3年以内\*に数値基準(財務改善・生産性向上)を満たせば、既存の施策(農商工連携、新事業展開等)との連携も可能。 ※詳細は14頁を参照。
- 支援基準を満たさず、支援決定に至らない場合でも、コンサルティングサービスは利用可能。

## <会社概要>

○名称：株式会社 産業再生機構

○資本金：505億7百万円

○従業員数：214名（平成17年2月末時点）

○代表取締役社長：斉藤 惇

（株）東京証券取引所グループ社長・元野村證券(株)取締役副社長

✓産業再生機構を設立するための法律（「株式会社産業再生機構法」）が、平成15年4月に成立、施行。

✓平成15年4月16日に設立され、5月に業務を開始し、平成19年3月15日に解散。

✓業務開始以来、平成17年3月31日の債権の買取申込み等期限までにダイエーやカネボウをはじめ41件の案件（うち19案件が大企業）に対して支援決定を実施。

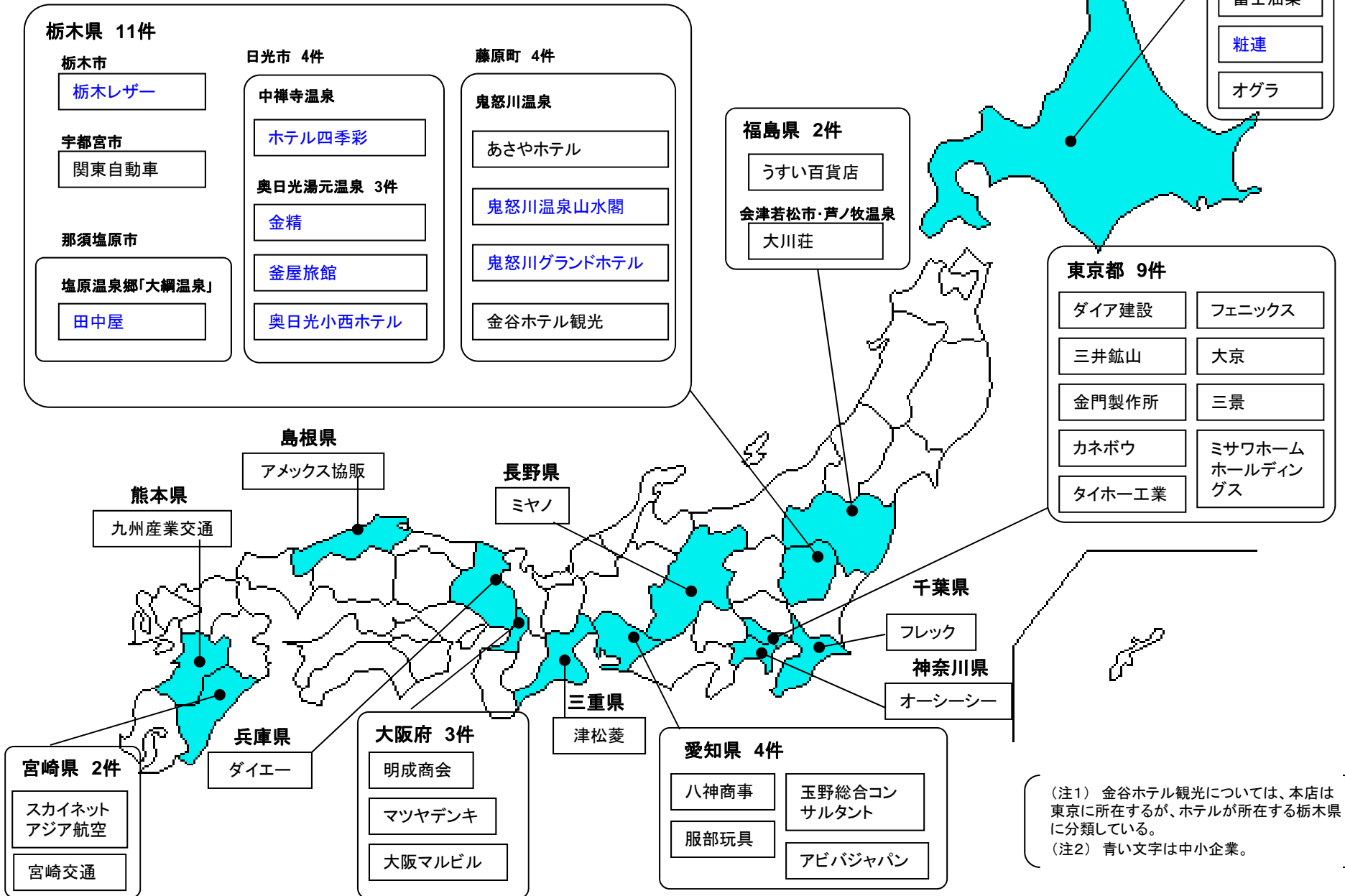
✓全案件の支援を終了し、雇用の確保に貢献。

※支援決定時の従業員数は41案件の合計で7万人超。

✓最終的に国民負担が発生することはなかった。

# 産業再生機構の支援決定案件（支援決定時の本店所在地）

【全41件・14都道府県】





## お問い合わせ先

### 【内閣府機構担当室】

03-3581-9125

担当：妹尾・田中

<http://www5.cao.go.jp/etic-j/kigyou.html>